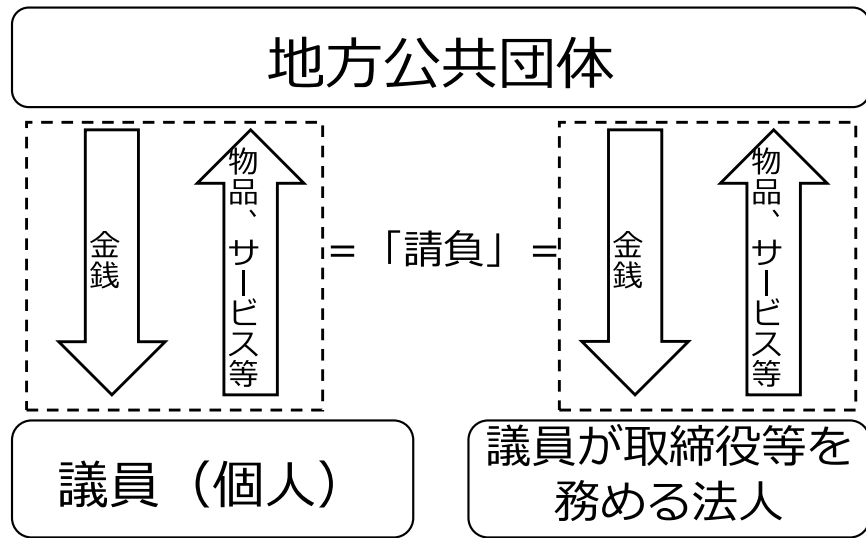


議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和 (地方自治法第92条の2関係)

改正前



全面的に禁止

請負が業務の主要部分を占める法人に限り禁止

議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、**議員は失職**する。

課題①

「請負」の定義が条文上不明確であり、失職をおそれ、立候補を躊躇する原因となっているとの指摘

課題②

個人による請負は全面的に禁止されており、議員のなり手不足の原因となっているとの指摘

改正後

課題①関係

「請負」の定義を明確化

※ 「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」

課題②関係

各会計年度において支払を受ける**請負の対価の総額が**地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から**政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除外**

地方自治法の一部を改正する法律案（請負禁止の緩和等）に対する附帯決議等

衆議院総務委員会及び参議院総務委員会における附帯決議

政府は、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。
- 二 地方公共団体の議会の議員の選挙について、多様な人材の議会への参画につながるよう、地方制度調査会の答申や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。
- 三 地方議会におけるオンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、オンラインによる委員会の円滑な開催に資するよう、各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。
- 四 地方議会におけるオンラインによる本会議の開催について、国会における今後の取扱いのほか、オンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、丁寧に検討を進めること。

(令和4年12月6日衆議院総務委員会。同月9日参議院総務委員会でも同内容の附帯決議)

総務大臣通知（令和4年12月16日総行行第351号）

第一 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に関する事項

- 4、上記2の改正（議員個人による請負に関する規制の緩和）に伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。

三重県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（案）

（目的）

第1条 この訓令は、三重県議会議員（以下「議員」という。）が三重県に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該年の6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号ニにおいて同じ。）における三重県に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

（1） 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

イ 請負の対象とする役務、物件等

ロ 契約締結日

ハ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

ニ 当該年の6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額の総額

（2） 前号ニの総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の規定により保存されている報告及び訂正を閲覧に供するものとする。

(委任)

第5条 この訓令の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の規定は、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

三重県議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、三重県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和5年三重県議会訓令第〇号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 規程第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 規程第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第3条 議長は、規程第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第4条 規程第4条第2項の規定による閲覧（以下この条において「閲覧」という。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 閲覧に供する開始日は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日とする。ただし、閲覧に供する開始日が三重県の休日（以下この条及び第5条において「休日」という。）に当たるときは、その休日の翌日とする。
 - (2) 閲覧に供する場所は、三重県議会議事堂1階議会図書室とする。
 - (3) 閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、休日は閲覧を行わない。
 - (4) 議長は、特に必要があると認めるときは、閲覧を休止し、又は閲覧時間を短縮することができる。
- 2 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 閲覧書類を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしないこと。
 - (2) 閲覧場所には、カメラ、コピー機器及び危険物その他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。

(3) 閲覧場所では、談話、飲食、喫煙その他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。

(4) その他係員の指示に従うこと。

(期限の特例)

第5条 規程第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

三重県議会議長 様

三重県議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払を受けた額の総額	円
------------	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

三重県議会議長 様

三重県議会議員_____

訂正届

三重県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由